

社会制度の変化と経済構造の変化

西 淳

I はじめに

経済をみていくためには、それぞれの時代の経済構造とその構造を変容させていく社会制度との関係をみていくが必要になります。今回は所有関係の変化とそれがもたらした資本主義の構造の変化と多様化について議論してみたいと思います。資本主義といえば資本家という人々がいて、その人々が労働者を雇って生産をおこない、それによって利潤をあげることによって経済が再生産されていくシステムとして考えられるでしょう。

しかし経営と所有の分離という制度変化がおこってから資本主義はあらたな局面を迎えました。このような制度変化は大量生産・大量消費の時代をむかえ、産業構造の第一次産業から第二次産業への転換とともに生じてきた金融システムの変化によって生じたのでした。いわば産業の変化が、所有の構造や生産の単位である企業のあり方の変化、また労働者と資本家あるいは経営者との関係の変化などを生み出したのです。そしてそれは、経済的には必然的とはいいたくない出来事やそれぞれの国の文化的背景などを反映しつつ、一つの資本主義ではなくさまざまな資本主義を生み出していくこととなったのでした（なお以下では“企業”と“会社”を厳密には使い分けていません。この2つの概念の関係については岩井（2003）第2章を参照してください）。

Ⅱ 所有構造の変化と資本主義の変容

資本主義とはどのような経済システムなのでしょう。経営と所有の分離がすすむ以前と以後では資本主義はどのような変化をとげたのでしょうか。

以前に古典派経済学の時代には、資本家＝経営者であり、それが労働者を雇用して生産を行い、それによって利潤をあげるシステムが理論の前提にあったということをお話したことがあります（拙稿「社会制度と経済」『別冊立命館経済学』第52巻、特別号、2003年度後期）、まさに初期の資本主義とはそのようなシステムでありました。これは戦前までの日本についても同じことがいえます。

戦前の日本においては財閥という資本家が会社を所有しておりました。そして経営者もかねていたのです。もちろん財閥当主本人が経営にたずさわらないということもありましたが、その場合でも基本的には経営者は会社の所有者である資本家の番頭であり、財閥を無視して経営を行なうということは原則的にできなかったのです（もしそうしたとすれば解雇されるだけでしょうから）。そしてその下で労働者が生産にたずさわるといのが古典的な資本主義のあり方だったのです。このような資本主義の段階を奥村宏氏は「個人資本主義」、あるいは「家族資本主義」段階と呼んでおられます。

このように初期の資本主義においては所有関係はたいへん明瞭でありました。そしてこのようなもつものともたざるものが歴然としている社会においては、当然のことながら自然人と自然人ととの階級対立が前面にでできます。つまり利潤を最大にするために行動する資本家＝経営者とできる限り賃金を多くしようとする労働者が対立するというわけです。資本家はできる限り労働時間を増やして、労働者を搾取することによって利潤をあげようとします。この時代にはまだ、技術革新をはじめとするイノベーションは今日ほど盛んではありませんでしたから、資本家は利潤を増やすためにはただ労働者をできる限り長く働かせればよいと考えておりました。よって資本家はできるだけ安いお金で労働者

をできる限り長い時間働かせようとし、そのことによって当然、労働者と資本家の間のコンフリクトも生じやすい構造になっていたのです。

ところが資本主義が発展し、大量生産・大量消費の社会が到来し、さらにその結果として産業構造が重化学工業中心に変わってきますと、生産の単位である企業もその形態の変化をせまられました。農業中心の経済とは異なり、重化学工業においては固定資本の巨大化がおし進められます。そうしますと企業は、それまでならば自己資金だけで経営ができたのが、広く社会全体から設備投資のためのお金を集めなければならないようになってきたのです。そのために経営形態の株式会社化が推し進められていったのでした。ここで資金の最終的な供給者である資本家とよばれる人々と経営にたずさわる人々の分離が生じたのです。

それではなぜ株式会社は普及したのでしょうか。それまでは資本家＝経営者でしたので、当然経営についての責任はすべて資本家が負わなければなりません。つまりたとえば会社が倒産したならば、そこで生じた負債などはすべて経営者でもある資本家が負わなければならなかったのです（無限責任）。それに対して株式会社においては資本家は資金を提供するだけであり、会社が倒産したとしてもそれについては自分の出資分について責任を負えばいいのであり（つまり株券の値段がゼロになること）、会社の負債までは株主が責任を負う必要がありません。このように経営者と資本家をかねる場合に比べてリスクは格段に低くなります。また資本を小口に分割したものが株券ですので、お金もちでなくても資本家になることが可能になったのです。こういったことが株式会社化をおし進める誘因として働いたのでした。

もちろん初期の資本主義においては、一般の労働者にはそれほど貯蓄する余力がなかったでしょうから株券を買うことによって資本家になることはできなかったでしょう。しかし資本主義が発展し所得水準が向上するにつれて、一般の労働者も貯蓄余力をもつようになり資本家になれるという状況が生じてきたのでした（もちろんだからといって初期の資本主義における資本家のように、労働者が生産手段の直接の所有者になれるようになったということではありません。資本家は

会社の所有者ではありますが、決して会社の資産の直接の所有者ではありません。それは岩井（2003）の例にもあげられているように、普通の八百屋の店主が自分の店で売っている野菜を勝手に食べても罪にはなりません、会社の株主が、その会社の作っているものを勝手にとってきて食べれば犯罪になる、ということで例示されるでしょう。会社の資産の所有者は、あくまでも法人としての会社なのです。しかしこのことは単に資金調達の問題にとどまるのではなく、所有の関係を大きく変えるものだったのです。

そしてこのような変化は、法人である会社が株式を保有できるようになります（これは歴史的には、1889年にアメリカのニュージャージー州法で最初に認められました）、さらなる所有関係のねじれを生み出すこととなっていったのでした（奥村（1995,b）第3章）。

Ⅲ 資本主義の一段階としての法人資本主義

それではこのような経営と所有の分離を日本においてすすめたのはどのような出来事だったのでしょうか。それは財閥解体という出来事でした。財閥解体とは占領軍が日本の軍事力をささえてきた財閥の経済力をそぎ、その所有構造を根本から改めようとするものでした（もちろん財閥企業も株式会社ですので、一応表面的には経営と所有の分離がなされているかのように思われます。しかしその財閥本社としての持ち株会社の株式のほとんどを所有していたのは財閥家族であって、その意味では財閥家族の個人あるいは家族所有と本質的にはかわりなかったのです。この点については奥村（2005）第1章を参照してください）。これによって財閥家族はみずからが所有し支配してきた会社に対する力を失い、その株式は彼らの手元を離れました。

しかしその株を個人投資家に持たせられればよかったのですが、当時の一般庶民は貯蓄余力がありませんから株式の引き受け先としては機能しませんでした。そのために財閥から放出された株式は、結局解体されたはずの旧財閥や旧

二、三流財閥の関連企業によって所有されることとなったのです。これがいわゆる株の持ちあいとよばれる現象の始まりだといわれています。個人はまずしく、とても株式を買うというような状態ではなかったのですから、このようなことはある意味で必然的であったのかもしれませんが。しかしこのようなことが、良かったのか悪かったのかはともかく、戦後日本の所有の基礎構造を作り出したともいえるのです。

それではこのような所有構造はどのような資本主義を日本にもたらしたのでしょうか。それは「法人資本主義」という形で総括されています。

それではその特徴とはどのようなもののでしょうか。その一つが先のような経緯で始まった会社間の株式の持ちあいというものでした。それでも終戦から60年代の初頭にいたるまでは、このような株式の持ちあいはそれほど確固としたものではありませんでした。それが強く推し進められたのは、いわゆる外資による会社の乗っ取りからの防衛策である「安定株主工作」が広く行なわれるようになってからです。それでは安定株主工作とは何でしょうか。それを知るためには株式を持つことによって生じる権利について知る必要があります。

株式には利潤証券という性格があります。つまりそれを所有することによって企業から配当を受け取れるという意味で、なんらかのリターンを生み出すものであるということです。しかしそれ以外に支配証券としての側面があり、それを所有することによって会社の経営に対して影響力を持ちうるという側面があります（それ以外に物的証券という側面がありますが、今のところでは重要ではありません）。つまり株式を所有することによって会社の支配権を獲得できるということになるのです。

これが自然人としての個人が株式を所有するのであれば話は簡単なのですが、法人としての会社が株式を持つということになりますと話がややこしくなります。つまり会社が相互に株式を持ちあうと、会社が会社を所有しあうということになります。このことによって会社が互いに会社を所有しあうことで、外国の投資家からの支配を防ぐということが可能になっていたのです。これが安定株主工作と呼ばれるものです。

しかし他方、こうして株の持ちあいが進みますと株式発行による資金調達
の力が弱くなります（いわゆる資本の空洞化が生じる）ので、資金は銀行借入れ
に依存するということにならざるを得ません。戦時体制の中で企業と銀行の関
係は強固なものにされていたのですが、ここで企業と銀行の結びつきはより強
まっていきました。このような所有構造のなかで、日本の会社は株式の買収に
よる乗っ取りといったことにおびえることなく、また資金は銀行から調達する
ことによって、経営活動に専心することができたのでした。このような所有構
造こそが日本の経済の繁栄を生み出した原因の一つとなったようです。

さらにこのように会社は外からの敵に対して防衛策をとる一方、内側への求
心力を高めていくことになります。会社は従業員の共同体であるかのように考
えられ、個人資本家は排除されて、経営者と従業員が一体となり会社に尽くす
という会社本位主義が生まれてきました。これは個人の内面を重視するプロテ
スタンティズムの倫理とは異なり、徹底的に会社に滅私奉公するという、まさ
に「会社本位主義の」倫理です。労「資」関係は労「使」関係へと変化し、雇
用関係においても、初期資本主義の自然人対自然人の対立の構図は背景に退き、
自然人と法人との対立と一方の他方への包摂の構図が形成されたのでした（も
っともこの側面においては、単に、自然人対自然人の対立が会社本位主義のイデオロギ
ーによって隠蔽されていたにすぎなかったのですが）。いわば会社本位主義によって
労働力を包摂していく構造が形成されていったのです。

しかしこのような構造は長くは続きませんでした。70年代以降、資金調達は
銀行から借入れる間接金融から直接金融へのシフトがすすみました。いわゆ
るエクイティ・ファイナンスによって企業は銀行から借入れるよりも安い費
用で資本市場から資金を借入れることができるようになっていきました。し
かしそのお金は、おりからの「高株価経営」を背景に株、さらには土地の購入
にふり向けられていったのです。銀行もこのような直接金融へのシフトが続
くなかで、株や土地購入のための融資に力を入れるようになりました。

また株の持ちあいは個人株主の無視を通じて無責任経営を生み出していき、
それらのことがさまざまな社会問題（公害問題など）を生み出す中で社会から

の強烈な異議申し立てがなされるようになりました。また内部告発のような、内部からの意義申し立ても多発することになったのです。またこれらの構造を根底で支えていた政官財の癒着の構造などがあからさまにされ、それまでの日本的システムに対して疑問を呈する人々が増えていきました。そしてその根本的な矛盾を爆発させたのが、バブルの崩壊という出来事であったのです。

Ⅳ 資本主義の多様性（欧米型と日本型）

さて、ここで少し違った角度から日本の資本主義の特性と考えられているものについて考えてみましょう。

会社の「社員 Member」といえば、みなさんはどのような人々を思い浮かべるでしょうか？ おそらく会社で働いている人、会社を構成している人、会社を繁栄させればその恩恵をこうむる人（そのような人をステイクホルダーといいます）などでしょうか。日本においては「社員」つまり会社のメンバーといえはいわゆる会社の従業員のことであり、こういった人々こそが会社を管理、運営していく、いわば会社という劇場の主人公である、と考える人が多いのです。

しかし実をいいますと、会社の Member つまり社員というのは欧米の一般的な考え方では（あるいは日本でも会社法によれば）その会社の株主であるのです。つまり会社の構成員とはその会社の所有者、支配者である株主なのです。それでは日本人が考える社員あるいは従業員とはなにかといえ、会社の代表である「経営者」と呼ばれている人々に単に雇われている人ということになります。いわば会社にとって外部の人間なのです。

日本においては会社とは従業員の共同体であるという考え方が支配的でありました。最近はこのような考え方も支配的ではなくなってきたかもしれませんが、一昔前、日本的経営論がはやっていたころはそうだったのです。現在においても社員といえ従業員というイメージがあるのもこのような文脈からなのです。

ロナルド・ドーアというイギリスの社会学者で日本研究の第一人者の人がいます。彼が日本と欧米の会社観を比較して非常に興味深いことを述べておりますので、紹介しておきましょう。ドーアによりますとイギリスやアメリカの会社がカンパニー・ロー・モデル（会社法モデル）であるのに対して、日本の会社はコミュニティー・モデル（共同体モデル）であるとされます。

会社法モデルによりますと①会社は株主のものであり、株主こそが主権者です。したがって株主は必要ならば会社の支配権を、商品を売るように転売することができます。また労働者は単に雇われている、会社にとって外部の者にすぎません。②経営者は株主と従業員の関係を取りむすぶ代理人であります。③労働者を雇うのは株主から信託された経営者である、となります。つまり会社の主人公は株主だ、従業員は単に雇われた、会社にとって外部の人間だ、ということになります。

それに対して共同体モデルによりますと、①会社はそのなかで働いている人々によって構成される社会的な単位であり、②会社は従業員の共同体なのだから、株主は勝手に会社の支配権を売することは許されず、③会社のメンバーは会社の成長を目標として行動し、その代わりに会社は従業員に社内福祉などさまざまな形で恩恵を授ける、となります。ここでは株主のほうこそ外部の人間であり、会社の主人公は従業員であるという発想になります（奥村（1993）39-40ページ）。

このように欧米の会社観と日本の会社観は非常に異なっているということがいわれてきました（もちろんこれはあくまで会社についての考え方であって、このように法律に規定されているというわけではありませんので。念のため）。そしてそれが「社員」、会社のメンバーといえは会社で働いている人だ、というイメージを日本人に抱かせてしまったのだといわれています。

もちろん時代は変化し、日本人の会社観も“会社法モデル”までいなくなるとも、徐々に“共同体モデル”からは離脱しつつあるように思われます。日本においても株主こそ会社の主人公にならなければならない、というわけです。

それではこのような会社観をもつ日本では、個人株主とはどのような存在だ

ったのでしょうか。それは一言でいえば、会社の所有者でありながら会社から排除された存在、であったのです。そしてその問題の根底にあったのが先にも述べました株式所有の法人化という問題です。つまり自然人たる個人が所有するよりも、法律上、経済活動の主体として権利や義務をもつものとされる法人のほうがはるかに大量の株式を所有するという現象です。

株主には「社員」の権利として共益権と自益権というものがあり、共益権として株主総会で会社の経営に対して議決権を行使する権利を持ちます。しかし会社の株主のほとんどが会社なので、自然人たる個人が会社の支配権から排除され、個人株主はますます会社の経営に影響を及ぼすことができなくなるという構造が生まれます。多数決をとれば数が多いほうが有利だからです。

さらに株主には自益権として配当を受ける権利があります。しかし会社が会社の株主になっていくと、高い配当を要求すればお互いに要求しあうとうことになって足の引っ張り合いになりますからそのような要求はしません。したがってそこでもとばかりをくうのはやはり個人株主ということになります（個人投資家は高配当を目当てにできませんので、株の売買によるキャピタル・ゲインを目的とした投機に走っていかざるを得ません）。このように法人が株を所有することはさまざまな弊害を生むことが指摘されています。

日本ではこのように法人が株を持ちあうことによって個人株主をいろいろな意味で排除するという構造ができています。そのため日本を欧米のような株主が主人公となる資本主義にするべきであり、またそれこそがグローバル・スタンダードであるかのようにいわれる論調があります。

しかし実は欧米でも株式所有の機関化という現象が進行し、株主主権といえるかは疑問視されているのです（もちろんまったく同じだというわけではありません。生命保険や投資信託、年金基金などの機関投資家による所有と法人による所有では若干意味が異なるという点については、下記の参考文献をはじめとする奥村宏氏の著書をぜひ参照していただきたいと思います）。そのような意味では欧米でもない、日本的でもない、新たな会社像というものが求められているというのが現実のようです。

V ポスト法人資本主義の時代へ

さて話が少し迂回しすぎたかもしれません。前章から浮かびあがった問題とは、欧米的でもない、従来の日本的なものでもない、あらたな会社像、新たな資本主義のあり方が求められているということでした。日本的な資本主義モデルがだめならば欧米モデルを移植すればいい、というほど問題は単純ではないということです。

それでは今後の日本資本主義の進むべき道についての議論に入りましょう。欧米型でもなく従来の日本型でもないとするならば、バブル崩壊の痛手からようやく立ち直りつつある日本はこれからどのような方向にすすんでいけばいいのでしょうか。

これにつきましては、私は、岩井克人氏と奥村宏氏との見解の対立にたいへん興味深いものを感じております。“論争”という言葉を使いたいのですが、論争と呼べるほど両者の間で議論が戦わされているわけではないのでそうはいわれておりません（ので使いません）。両者は法人資本主義の構造については同じような認識を示しているのですが、そこから導きだされる今後の資本主義のあるべき姿については意見が大きく分かれています*。

岩井克人氏は次のように資本主義を説明します。資本主義とは基本的に安い賃金で労働者を雇いそれによって利潤をあげるシステムである。そしてそこでは巨大な固定設備が必要となるために重要となるのはヒトよりもむしろお金であった。そして日本的な経営システムはそのような産業資本主義に見合ったものだった。しかし20世紀の後半になると先進資本主義国の農村の過剰労働力が消え、都会で働く労働者の賃金が上昇し始め、そのために労働者を低賃金で働かすことによって安定した利潤をあげられるような構造が消滅してしまった。

次にくるポスト産業資本主義においては、安い賃金によって利潤をあげるのではなく、積極的に差異を生み出すことによって利潤をあげるような構造に変

わってくるだろう。そのような来るべきポスト産業資本主義においてグローバル・スタンダードとなりうるのは欧米型の資本主義であろうか。そうではない。実はそうなりうるのはなによりも人的資本の育成を重視する日本的な経営システムである。なぜならば産業資本主義においては安く労働力を雇ってカネで巨大な機械を購入して大量に生産を行なえば利潤が上がったのだが、ポスト産業資本主義においては利潤の源泉は製品開発や技術開発において差異を生み出すことのできるヒトの能力だからである。

このようなヒトの能力を高め、組織の内部で従業員や経営者の知識、能力を蓄積していくことを可能にする日本的システムこそがポスト産業資本主義と連続性を有するのだ。旧来型の日本の経営モデルでもおカネを重視する欧米流の株主主権モデルでもなく、これまでの日本の経営モデルの根底にあったヒト重視の経営こそが、来るべき経済社会にもっとも適合的である。したがってむしろ日本は欧米流の資本主義に右にならえするのではなく、みずからの持つ優位性を生かしていくべきだ、というわけです（ここは主に岩井（2004）を参考にしました）。

それに対して奥村宏氏は、これまでの日本の資本主義の構造についての認識は岩井氏とそれほど相違はないのですが、これからのあるべき姿については対照的な見解を示しておられます。株の持ちあいなどによって企業防衛をすることによって日本は従業員を中心としたヒトを中心とした経営形態を生み出し、そのことによって経済の効率性を生み出したのだとする岩井氏に対して、奥村氏はそのようななかで生み出されてきた大企業信仰を中心とする会社本位主義の解体こそがなされなければならないと主張します。

奥村氏は日本の企業集団や企業系列、経営形態、株の持ちあいなどは本質的に大量生産型産業資本主義においてもっとも効率的に機能するシステムであったとしています。つまり重化学工業の産業的特質である①迂回生産、②規模の経済にとってこれらのシステムを特質とする大企業が適合的であったからです。また企業集団という形で、企業間取引や資金調達のために総合社やメインバンクシステムによって企業統合が図られ、戦前からあった賃金の二重構造を利

用して企業系列化が推し進められていったのも同様です。

しかし経済の情報化、サービス化がすすむにつれて大企業は「規模の経済」よりも専門性やフレキシビリティが要求されます。その意味でいま考えなければならぬのは、単に日本的な株の持ちあいなどの慣習を解体していくのではなく、むしろ大企業体制を解体して株式会社制度そのものを見直し、生産単位としての会社のダウンサイジングを考えるべきである。もちろん株の持ちあいはやはり資本主義における公正性を阻害し、株式会社の原理しいては個人資本家の権利を否定するものですから批判されなければなりません。

しかしだからといって個人投資家を中心とした資本主義に変えていけばいいというのではなく、すべての根本にあるのは大企業中心主義であり、これを変えていかなければだめだ、というわけです。巨大化した組織はあくまで大量生産型産業資本主義時代の遺物であって、いまや非効率と無責任体制の温床となっているので、それを取り除かなければならないということになります。

また会社本位主義という形で巣くっている日本人の会社中心主義についても、それがさまざまな弊害を生み出していることが指摘されています。ヒト中心の経営、といえば聞こえはいいが、実はそれは会社本位主義の別名なのであると。

このように両者の見解は要約することができるでしょう。もちろん両者の議論の対立軸はぴったりとあっているわけではありません。しかしこれまでの日本的なシステムの、今後の経済における役割についての評価はまったく相容れないものがあります。岩井氏はむしろこれまでの日本的システムのいいところ（もちろんこれは奥村氏にとってはいいところではないわけですが）を生かしていくのがこれからの日本の資本主義にとってはいいと主張されるわけですし、奥村氏はこのような日本的な会社中心主義をあらため、また大企業中心のシステムをあらためて企業系列なども廃止し、会社間の関係もフェアなものとしていくことが大切だと主張しているのです。

両氏のどちらが将来の日本がすすむべき本当の道を指し示しているのかは、今の時点では私は判断ができません。本稿は以上のような問題が存在するということを指摘することしかできませんでした。しかし所有構造の変化がその国

の資本主義のあり方に大きな影響を与えるということを明らかにする、という本稿の目的は達成できたのではないかと思います。そして所有構造の変化という、日本の財閥解体のような経済に内生的でない、ある意味で偶然の出来事が戦後の日本の経済に大きな影響を与えたということは、社会制度と経済体系との関係はパラメータと方程式体系との関係のようなものではないということをも物語っているのだと思います。

VI おわりに

以上のように経営と所有の分離にもなって資本主義がいかに変容を遂げ、またそれぞれの国で独自の資本主義が形成されていったかをまとめることができるでしょう（もちろん今回は日本の事例を取りあげたにすぎませんが）。

授業では以上のようなことを考慮しつつ、社会構造の変化と経済構造の変化の関係性についてみていきたいと考えています（なお本稿の以上の見解は、以下に示す参考文献に全面的に負っております。私独自の見解ではありませんので）。

* なお岩井氏と奥村氏が、似たような現状認識から出発しながら導きだした結論が異なるという点については奥村（1995,a）に所収されている二人の対談「転機に立つ会社本位主義」（初出は『窓』12, 1992年夏）がたいへん興味深いです。ぜひ参照してください。この時点ですでに問題意識を共有しつつも、日本の資本主義についての両者の見解の相違があらわれております。

参考文献

- 岩井克人（2003）『会社はこれからどうなるのか』（平凡社）。
岩井克人（2004）「『ヒト』重視の経営に未来」（日本経済新聞「経済教室」2004年1月5日）。
奥村宏（1993）『大企業解体のすすめ』（東洋経済新報社）。
奥村宏（1995,a）『会社本位主義「解体の時代」』（社会思想社）。

奥村宏（1995,b）『法人資本主義の運命』（東洋経済新報社）。

奥村宏（2005）『最新版 法人資本主義の構造』（岩波書店）。